

1. 計画の策定にあたって

2. 計画策定の背景と現状について

総論

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

福祉環境の変化

札幌市では平成7年5月に身体障害、知的障害を対象とした「札幌市障害者福祉計画」を、平成10年6月に「札幌市精神障害者保健福祉計画」(以下、両計画を「旧計画」といいます)を策定し、ともに「完全参加と平等」を目標に、各種事業の展開を図ってきました。

このような中、福祉を取り巻く環境は、社会環境の変化やニーズの多様化などにより大きく変化してきています。

平成9年12月に介護保険法が成立し(平成12年4月施行)、誰もが直面する介護問題を、社会全体が支える仕組みとして介護保険制度が導入されました。

また、平成12年には、「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、障害福祉についても、平成15年度から従来の行政主導による「措置制度」に替え、利用者自らがサービスを選択できる「自己選択」、「自己決定」を尊重する「支援費制度」が導入されます。

市民意識と活動の活発化

昨今、地域や社会の課題に自ら取り組み、その解決に向けて行動する市民活動が地域、世代を問わず見られるようになりました。平成10年には、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動として特定非営利活動(NPO)の健全な発展を促進するため「特定非営利活動促進法」が制定されました。

福祉や環境など私たちの生活に身近な問題に住民自らが取り組む活動は、今後もさらに活発になることが予測されます。

協働型社会を目指して

少子高齢化が進む中、厳しい財政状況が続いており、国では経済・財政の構造改革が叫ばれ、今後、本格的な地方分権が進められます。

本市においても、このような社会環境の変化により、今後、市民・事業者・行政など札幌市の構成員みんなが、手を携え役割を分かち合ってまちを築き育てていく「協働都市」をめざし、平成14年5月に「札幌市都市経営基本方針」を策定し、さまざまな取り組みを進めているところです。

このようなことから、旧計画の成果を見つめ直し、残された課題や新たな課題を適切に把握することが必要と考えます。

そして、これからの時代に合った目的、目標を設定し、障害保健福祉施策を推進していくために旧計画を統合・再構築し、中・長期的展望に立った体系的な方向を明らかにするため計画を策定するものです。

(2) 重点課題

① 市民、地域の障害に関する理解の促進

本市が計画見直しに際し実施した、障害児・者などを対象としたアンケート調査（資料編 130 ページ参照）では、「障害についての市民理解」は身体障害者を除きいずれも「深まっていない」と考える方が多い状況にあります。

障害のある方々が、地域で自立した生活をおくるためには、精神障害や知的障害をはじめとした、市民や地域の障害に関する理解をさらに促進させる必要があると考えます。

② 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援

施設福祉から、在宅福祉へと障害のある方々や障害福祉に携わる人々の考え方が変化しています。新たな国の「障害者基本計画」（総論 13 ページ参照）では、精神障害に関しても、条件が整えば退院可能とされる入院患者の、退院・社会復帰を進める考え方が打ち出されています。

また、平成 15 年 4 月から支援費制度がスタートし、身近な地域で、個々のニーズにあった福祉サービスが提供されることと、その情報が容易に得られる仕組みが必要な状況となっています。

このようなことから、今後、施設福祉サービスと在宅福祉サービスの役割分担を図るとともに、福祉サービスの質・量の確保、相談支援体制、権利擁護などの支援策を充実する必要があります。

③ 精神障害者社会復帰施策の総合的な取り組み

平成 5 年に「障害者基本法」が制定され、精神障害が身体障害、知的障害と並んで法の対象と位置付けられました。しかし、他の障害と比べ、精神障害についての理解などはまだ十分な状況ではありません。

昨今の複雑化する現代社会の中、家庭・学校・職場などの生活の場でのストレスが増大し、神経症やうつ病、アルコール依存症などの疾患をはじめ、ひきこもりなどさまざまな形の「心の不健康」と呼ばれる状況が増えています。

また、精神障害福祉については、他の障害と類似した施策を展開していますが、他障害と違い、各種施策は社会復帰を目的としています。

このような状況を踏まえ、精神障害に関する各種施策を総合的に取り組む必要があると考えます。

(3) 計画の基本理念

「共生・共感・共同」

- ① すべての市民が世代や性別、ハンディキャップのあるなしにかかわらず、ともに生きること（共生）を理解しあい、
- ② とともに人生のすばらしさを感じ認め合いながら（共感）、
- ③ とともに社会の構成員として役割を担っていく（共同）
社会の構築をめざします。

(4) 目標年次

この計画の目標年次は、平成 24 年度までの 10 年間とします。

なお、社会・経済情勢などの変化により必要がある場合には、見直しを行います。

(5) 計画の位置付け

近年の社会・経済情勢の変化や本格的な少子高齢社会の到来を背景に、21 世紀の札幌のあるべき姿を示し、さまざまな分野の施策を体系化した「第 4 次札幌市長期総合計画」（平成 12 年 1 月策定。目標年次は平成 32 年）の部門別計画として、障害のある人の生活全般にかかわる施策を体系化し、基本的方向を示します。

また、本市が別途策定する「高齢者保健福祉計画」、「地域福祉社会計画」、「特別支援教育基本計画」など諸計画と整合性を保ちながら、連携し推進していきます。

(6) 計画目的と目標

今回の計画策定を行うに至った社会環境などを踏まえ、基本理念の実現に向けて、「**地域で自立した生活をおくることができる共生社会の実現**」を目的とし、次の目標の実現をめざします。

① 個人として尊重されるための地域社会への理解促進

障害の有無を超えて、それぞれの価値観を認め合い、相互に人権を尊重しながら、ともに生きるという意識の醸成が得られるよう、物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁などさまざまなバリアを取り除き、障害についての理解促進を図ります。

② 市民、地域との連携と相互支援

札幌市を構成する市民・地域、事業者、そして行政がそれぞれの立場に応じた役割を担い、連携し、相互に支え合うことにより、障害のある人に対してさまざまな支援やサービスが身近な地域で提供され、地域の中で生活できるまちをめざします。

③ 社会的自立の実現に向けた支援

障害のある人が、持てる能力を十分に発揮し、地域社会へ積極的に参加できるよう促し、その実現に向け支援します。

④ サービスの総合的な提供

ニーズに応じた質の高い保健福祉サービスが、乳幼児期から高齢期まで、さまざまな供給者から総合的な視点で円滑かつ効果的に提供され、その情報が容易に得られる体制の確立をめざします。

また、民間、NPOなど市民団体によるノウハウを活用し、地域社会の資源（人材、事業、施設）を有効に活用するとともに、必要とされる事業の再構築を行います。

物理的障壁

建物の出入り口や通路に段差があり車いすなどが利用できない

制度的障壁

障害があることで資格が制限され十分な社会活動ができない

文化・情報面での障壁

点字や音声案内、手話通訳などがなく情報が伝わらない

意識上の障壁

障害者などへの偏見や哀れみの感情を抱き平等な交流ができない

障壁(バリア)とは

(7) 計画体系

次の八つの体系に分類し、相互に協調しあいながら計画目的、目標の実現をめざします。

① 理 解 促 進

広報活動などの推進
福祉教育などの推進
市民活動団体などへの活動支援
公共サービス従事者などの理解促進
当事者自身の社会参加の促進

② 生 活 支 援

生活支援体制などの整備
障害特性などに応じた福祉サービスの推進
情報提供、相談体制の充実
福祉用具などの研究開発支援
生活安定のための支援

③ 保 健 ・ 医 療

健康づくりの推進
障害の予防対策の充実
早期発見、早期療育の充実
医療、リハビリテーションの充実
精神保健、医療の充実

④ 生 活 環 境

まちづくりの推進
住宅環境の整備
雪対策、安全対策の推進

⑤ 教育・育成

早期療育の充実
学校教育の充実
地域などでの活動支援
卒業後の支援

⑥ 雇用・就労

雇用、就労の支援
福祉的就労の支援

⑦ 情報・コミュニケーション

情報の共有化などの推進
情報バリアフリー化の推進
コミュニケーション支援体制の充実

⑧ スポーツ・文化

スポーツの支援
文化活動の支援

(8) 目標数値等

本計画期間においては、より一層厳しい行財政運営が予測されますが、重点課題を踏まえた目標数値などを設定し、既存事業の見直し・再構築、市民・事業者などとの協働の取り組みを進めながら、この計画の目的、目標の実現を図ります。

なお、社会経済情勢などの変化により、必要がある場合には、見直しを行います。※目標数値等設定事業は、126 ページに掲載しています。

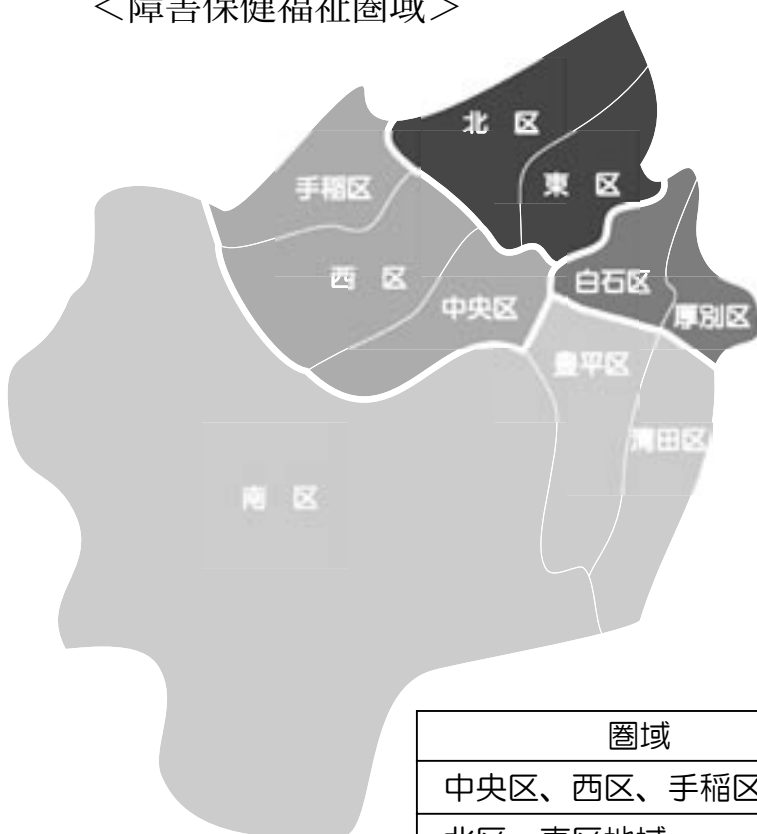
(9) 計画の検証体制など

この計画の進捗管理については、札幌市社会福祉審議会に報告するとともに、当事者、学識経験者、関係団体代表などで構成し、本市条例で設置する「札幌市障害者施策推進協議会」や「札幌市精神保健福祉審議会」で検証を行います。

また、当事者やその家族、障害福祉施策を取り巻くさまざまな方々の意見や要望などに常に耳を傾けることとし、大きな施策の転換時には市民懇話会を開催するなど市民の声を踏まえ計画の推進を図っていきます。

本市における各種事業の取り組みについては、常に情報を共有することに努め、本市の地理、人口などを加味し設定している四つの「障害保健福祉圏域」に基づき整備を進めるとともに、最も住民ニーズを把握し得る区役所との連絡・調整を行い推進してまいります。

<障害保健福祉圏域>



国の平成8年11月15日「厚生省関係障害者プランの推進方策について」に基づき、平成10年度から、本市を左記の四つの障害保健福祉圏域に分け、各種事業を展開している。

圏域	人口	面積
中央区、西区、手稲区地域	530,116人	178.27km ²
北区、東区地域	516,084人	120.61km ²
豊平区、清田区、南区地域	474,472人	763.28km ²
白石区、厚別区地域	328,514人	58.96km ²
合計	1,849,186人	1,121.12km ²

注：平成15年1月1日現在の推計人口（国勢調査ベース）

資料：札幌市企画調整局企画調査課「札幌市の人口」

(10) 計画の策定方法

策定体制

平成13年12月に、福祉、保健、住宅、就労、教育などの関係部長で構成する「札幌市障害者保健福祉計画策定内部検討委員会」を立ち上げ、平成14年2月に、本市における保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、内部委員会として設置する「札幌市保健福祉施策総合推進本部」の専門部会として位置付け（障害者保健福祉部会）全庁的な検討を行い策定しました。

また、学識経験者や事業者の代表、障害のある方で構成する「札幌市障害者施策推進協議会」や「札幌市精神保健福祉審議会」の協議なども経ています。

策定経過については、「資料編 174 ページ」に掲載しています。

保健福祉に関するアンケート調査

障害児・者などの実情とニーズを把握し策定する必要があることから、平成14年1月から3月にかけて、身体障害、知的障害、精神障害を対象とした「保健福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施し、計画策定のための基礎資料としました。

この調査は「本人・家族の状況」、「福祉サービス」、「住まいとまちづくり」、「就学・就労」、「医療」、「情報・相談」などを調査項目とし、約7,300人を対象に実施しました。

概要については、「資料編 130 ページ」に掲載しています。

関係団体懇話会

身体障害（難病を含む）、知的障害、精神障害の関係団体による懇話会を平成14年8月に実施し、当事者の立場から新計画に関する要望、意見を聴取し、策定のための参考としました。また、別途、市民公募を含む市民懇話会を開催し、各委員に対して、関係団体懇話会で出た要望・意見を提示しました。

懇話会の内容については、「資料編 178 ページ」に掲載しています。

市民懇話会

障害福祉に関わりの深い有識者、事業者をはじめ、公募市民などにより構成する市民懇話会を平成14年9月に実施しました。

旧計画の体系に基づき、テーマを「福祉サービス・保健医療」、「就学・就労」、「バリアフリー（生活環境基盤、情報、スポーツレクリエーション及び文化活動）」の三つに分け、今後の方向性などに関する意見をいただき、計画策定のための参考としました。

懇話会の内容については、「資料編 186 ページ」に掲載しています。

その他、計画策定に関するホームページを開設し、策定作業にかかる情報提供と意見の募集、また、リーフレットによる意見募集も行いました。